

### (3) 地域における総合的な医療提供体制の充実について

エイズ治療の地方ブロック拠点病院等一部の医療機関への患者等の集中や診療拒否疑い事例を解決するため、都道府県等は、中核拠点病院が設置する連絡協議会や地域の医師会・歯科医師会等と連携し、中核拠点病院を中心とする治療拠点病院、地域診療所等との診療連携の充実を図ることが重要である。

特に、歯科診療や長期療養施設での受入、在宅療養等については、地域での保健医療サービスと福祉サービスの連携が必要であり、各都道府県におかれては、これらのコーディネーションを担うことができる看護師等の育成、中核拠点病院への配置を推進されたい。

なお、平成24年度から、ブロック拠点病院への患者の集中を解消するため、中核拠点病院の看護師等を連絡調整員（コーディネーターナース）として養成する「中核拠点病院連絡調整員養成事業」を、また、患者等が差別・偏見を受けることなく在宅医療・介護を受けられるよう、訪問看護師や訪問介護職員等への実地研修、地域の医師や歯科医師への医療講習会等を行う「HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業」を委託事業により実施する予定としている。

各都道府県におかれては、「中核拠点病院連絡調整員養成事業」の各中核拠点病院への周知、「HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業」の管内訪問看護事業所や訪問介護事業所等への周知、研修受講者の選定等、両事業の円滑な実施にご協力いただきたい。

### (4) N G O 等との連携について

個別施策層に対しては、普及啓発や検査・相談等の事業を通じて、各自が感染のリスクを回避する行動へと変容させることが重要である。

各都道府県等におかれては、地域のN G O等（患者団体を含む非政府組織や非営利組織等）と十分な連携を図り、効果的な施策の実施を図られたい。

### (5) その他

#### ① 「エイズ対策推進協議会」等の積極的な活用について

エイズ対策の推進を図る観点から、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえた対策の企画・立案を行う「エイズ対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）等の設置・運営をお願いしている。

既に推進協議会等を設置・運営している都道府県等におかれては、引き続き積極的な活用をお願いするとともに、未設置の都道府県等におかれては、設置の上、地域の関係団体等との連携・協力によりエイズ対策の円滑な実施を図るようお願いする。

#### ② 「中核拠点病院」の活用について

ブロック拠点病院等一部の医療機関への患者の集中の解消を図るために、都道府県により中核拠点病院が整備されてきたところであるが、その機能を十分に発揮できず、患者の集中が解消されていないことが指摘されている。

各都道府県におかれては、単に中核拠点病院を選定するにとどまらず、中核拠点病院が設置する連絡協議会の設置・運営に積極的に関与し、地域の医療機関や歯科診療所等との連携を構築することにより、良質かつ適切なHIV医療の提供を図るようお願いする。

### ③先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について

本事業については、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）等により各都道府県において実施していただいているが、平成23年11月より、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者（薬害エイズ患者）に対する先進医療の一部が新たに対象となったところである。（平成23年10月17日健発1017第1号厚生労働省健康局長通知等）

各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分理解の上、引き続き適正かつ円滑な事業の実施に取り組んでいただくようお願いする。

## 3. ハンセン病対策について

### （1）ハンセン病問題の経緯について

厚生労働省においては、平成8年の「らい予防法」廃止以降、平成13年5月の国家賠償請求訴訟熊本地裁判決での敗訴に対して、同月23日に内閣として控訴しないことを決定し、同月25日に内閣総理大臣談話及び政府声明を発表した。

また、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、同年6月15日に議員立法で「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（以下「補償法」という。）が成立し、同月22日に公布・施行され、ハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策を実施している。

これらの取組により、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題については一定の解決が図られたが、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉回復等に関し、未解決の問題が残されていた。このような状況を踏まえ、これらの問題の解決の促進に関して必要な事項を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成21年4月1日より施行された。これにより「らい予防法の廃止に関する法律」は廃止され、促進法の下、各種施策を引き続き実施している。

#### ア. 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対し、必要な療養（高齢、視覚障害などの障害への対応、入所者給与金の支給を含む）及び施設の整備の拡充を実施している。

また、国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障や国立ハンセン病療養所における生活の保障を実施（意思に反する退所、転所の禁止や医療・介護体制の

整備等) するとともに、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民の利用に供する等、必要な措置を講ずることができるものとした。

※ハンセン病療養所入所者数（平成23年5月現在）

施設数 15カ所（国立13カ所、私立2カ所）

入所者数 2,289名

平均年齢 81.3歳

イ. 社会復帰の支援及び社会生活の援助

療養所を退所したハンセン病元患者の社会復帰等を支援するため、退所者給与金及び非入所者給与金の支給、相談事業等の施策を実施。

ウ. 名誉回復及び死没者の追悼

ハンセン病患者・元患者に対する慰謝及び名誉回復のため、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及のための全中学一年生向けパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催、社会交流支援事業や普及啓発資料の作成の他、療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の支給等の施策を実施。

エ. 親族に対する援護

入所者の親族に対し、生活保護法の基準に準じた援護（生活援助、教育援助、住宅援助、出産援助、生業援助、葬祭援助）を実施。

（2）ハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施について

ア. ハンセン病問題対策促進会議について

促進法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされた。これを踏まえ、平成21年度より「ハンセン病問題対策促進会議」を開催し、元患者等の社会復帰支援などに関する国と地方公共団体との情報の共有化や連携の強化を図ることとしており、平成23年度は、平成24年2月2日に国立ハンセン病資料館において開催した。

イ. ハンセン病対策促進事業について

地域におけるハンセン病問題の解決に向けた施策の促進を目的として、平成24年度より新たに、地域の実情を踏まえたハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等の取組を地方公共団体と連携し、実施することとしているので、ご協力をお願いする。

なお、本事業は、厚生労働省の委託を受けた事業者が、地方公共団体が実施するハンセン病に対する差別・偏見の解消やハンセン病の元患者等の福祉の増進等を図るために新たに取り組む事業に要する経費を支援することとしている。

#### ウ. 普及啓発に関する取組について

促進法第18条において「国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされた。

厚生労働省においては、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努めるなど、普及啓発を継続的に実施していくことが重要と考えており、普及啓発活動について、各都道府県におかれても、より一層の取組をお願いする。

##### (ア) 国立ハンセン病資料館について

平成19年4月の再オープン以来、①普及啓発の拠点、②情報の拠点、③交流の拠点として位置付け、様々な取組を行っている。促進法第18条においても、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を行うための拠点として明確な位置付けがされたところである。平成22年度は約2万3千人が来館しており、引き続きハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発に向けた取組を推進することとしている。各都道府県においても、国立ハンセン病資料館について広く周知のうえ、同資料館の積極的な活用が図られるよう、特段のご協力をお願いする。

##### (イ) 重監房再現・展示施設について

促進法第18条やハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、普及啓発事業の一環として、ハンセン病政策の中でもとりわけ過酷な歴史を持つ、国立療養所栗生楽泉園（群馬県草津町）に設置された重監房（特別病室）を再現し、更なる啓発活動に資するため重監房再現・展示施設を整備することとしている。

現在、基本計画書を作成しており、平成24年度の建築着工を予定している。

##### (ウ) ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

平成16年度より、厚生労働省が主催する「ハンセン病問題に関するシンポジウム」を開催しており、平成23年度は、平成23年11月5日に静岡県浜松市で開催したところである。各都道府県においても、シンポジウム開催の趣旨等をご理解いただき、シンポジウムの周知等について特段のご協力をお願いする。

##### (エ) らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日について

平成21年度より補償法の施行の日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、厚生労働省主催の追悼、慰靈と名誉回復の行事を実施している。平成23年度は、厚生労働省玄関前に「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」を建立し、多くの関係者にご参加いただき、追悼式典にあわせて除幕式が執り行われた。平成24年度も6月22日に同様の行事の実施を予定しているが、詳細な内容については追って連絡する。

## エ. その他

これらの施策の実施を含め、ハンセン病問題の解決の促進のためには、厚生労働省、ハンセン病療養所及び各都道府県の連携、協力、支援等が不可欠であり、引き続き特段のご協力を願いする。

特に、①退所者や退所希望者等に対する社会生活支援に関する相談事業の充実、②退所者に対する公営住宅の斡旋・優先入居、③ハンセン病療養所死没者の納骨、改葬に対する支援などについては、ご配慮をお願いする。

## 4. リウマチ・アレルギー対策について

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー疾患有する患者は、国民の約50%にのぼると言われており、放置できない重要な問題となっていることから、平成23年8月の「リウマチ対策の方向性等」及び「アレルギー疾患対策の方向性等」に基づき、リウマチ・アレルギー対策を総合的・体系的に推進しているところである。各都道府県等においては、本方向性等を踏まえ、今後のリウマチ・アレルギー対策を推進されるよう取組をお願いする。

### (1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について

本事業は、各都道府県等の保健関係職員を対象に、リウマチ・アレルギー疾患についての必要な知識を修得させ、地域における相談体制を整備することを目的として、平成13年度より実施している。

本研修会は平成24年度も引き続き実施する予定であるが、各都道府県等に対してもできるだけ早い段階で研修の日程をお知らせし、多くの参加を募ることしたい。各都道府県等にあっては、研修会への職員の派遣について、福祉関係部局への呼びかけ等、特段のご配慮をお願いするとともに、当研修会の成果を活用する等により、地域の実情に応じた各種普及啓発事業の積極的な展開をお願いする。

### (2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について

リウマチ・アレルギー疾患については、病因・病態が未だ不明で根治療法がない状況下において、民間療法も含め情報が氾濫していることから、正しい情報の普及を強化することを目的として、厚生労働省ホームページに「リウマチ・アレルギー情報」を開設し情報提供をおこなっている。

また、平成19年度よりアレルギー相談センターを設置し、アレルギー疾患患者及びその家族等に対しての相談事業を実施しているので、関係各位に対してのアレルギー相談センターの周知をお願いしたい。